

（あて先）八尾市保健所長

営業許可申請書・営業届出書（新規・継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）・八尾市食品衛生法施行細則第8条第2項の規定により次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。

☐届出者住所 ☐届出者氏名 ☐施設の所在地 ☐施設の名称 ☐施設の電話番号

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生	
	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)		資格の種類	食管・調・製・栄・管栄・講習会・その他（ ）・未受講		
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。）		
				講習会名称 年 月 日		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載			
	自動販売機の型番		業態			
HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理				
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐
営業届出	営 業 の 形 態				備 考	
	1					
	2					
	3					
担当者	(ふりがな)		電話番号：			
	担当者氏名		メールアドレス：			

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係						該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。						☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。						☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者がいるもの。						☐
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング						
	(ふりがな)			資格の種類			
	食品衛生管理者の氏名 ※食品衛生管理者設置・変更届出書も別途必要			受講した講習会	講習会名称	年	月 日
	使用水の種類			自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
	① 水道水 （ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道 ）						
	② ☐ ①以外の飲用に適する水						
	業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ※「生食用食肉取扱者設置・変更届」も別途必要	
ふぐの処理を行う施設						☐	
(ふりがな)				登録年月日		年 月	
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等		日		登録番号	
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面						☐
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果						☐
	☐						☐
	☐						☐
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営 業 の 種 類			備考	
	1	年 月 日					
	2	年 月 日					
	3	年 月 日					
	4	年 月 日					
備考							
収納		受付		【検査日】			
				【連絡事項】			
				ID登録 済 ・ 新規 ☐ HACCP ☐ 生肉/ジビエ ☐ ふぐ ☐ 仕/テイクアウト （交付予定日			）